

質 問 回 答

2015 年 3 月 30 日

(案件名)「ベトナム国都市鉄道技術規準に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2015 年 3 月 18 日／公示番号:150108)に対する質問について、以下のとおり回答します。

通番 号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 業務の目的・内容に関する事項 1. 業務の背景	<p>「開業時に必要となる運転関係の技術規準、並びに土木施設、電気施設及び車両の各分野の保守規準、加えて運転及び土木・電気施設、車両の規準に係る解釈規準については、未だ整備が行われていない。……同規準の整備を早急に行うことが必要となっている。」とあるが、日本で各事業者が策定している実施基準にあたる、これらに関する部内規程類については、ハノイでは JICA「ハノイ市都市鉄道規制機関強化及び運営組織設立支援プロジェクト」において、ホーチミン 1 号線においては GC がそれぞれ整備中であると認識している。</p> <p>本件業務において草案を作成する技術規準、保守規準、解釈規準の法的位置付けはどうなっているか。またハノイ、ホーチミンの各鉄道運営事業者が策定する部内規程類に対し、どのような許認可を行うことを想定しているのか。</p>	<p>現時点で、法的位置づけは明確になっていません。許認可についても、現状を踏まえ、どういった対応をすべきかを本業務にて明確にさせていただくことを想定しています。</p>
2	同上	<p>ベトナムではすでにベトナム建設省が地下構造物規準として、実質的に地下鉄のハードの技術規準的な事柄が法制化されている。しかし、この規準は多くの問題を含んでおりベトナム運輸省も建設省に変更を求める一方、現在</p>	<p>業務指示書に記載の通り、本調査では鉄道技術規準を作成するにあたり、現在ベトナムで建設が進められている路線等を確認し、問題点を抽出することになっています。従って、ご質問のあった点は、まさに問題点</p>

		<p>建設されている都市鉄道は必ずしも適合していないことは国交省調査で明らかとなっている。</p> <p>本件では運転関係の技術規準、保守規準、解釈規準を整備するとあるが、これらは前提とするハードがあつてのものである。</p> <p>本件業務では、現在建設または計画中の路線の建設規準に基づく技術規準、保守規準、解釈規準を整備するという理解で良いか。</p> <p>一方、建設省の地下構造物規準を前提とはせず、また建設省との調整は要しないということで良いか。</p>	<p>であり、その対応策を示していただくことが成果と考えています。また、建設省との調整についても、同じく課題であると思われるますので、この点も上記同様、その対応策を業務の中でご検討いただくことを想定しています。</p>
3	同上	<p>文中2段落目、7行目で言及されている部分について『なお、過去、JICAでは、2008年から2009年にかけて鉄道にかかる技術規準及び標準策定支援調査を実施しているが、これは土木・電気施設及び車両の各分野の建設にかかる技術規準に焦点を絞ったものである。』とあるが、当該の『ベトナム国鉄道に係る技術規準及び標準策定支援(2009. 6 JICA)』では、成果物である「技術規準」及び解釈規準に相当すると思われる「説明書」に運転及び保守に関する規準が含まれている。</p> <p>つまり今回の調査とほぼ同じ目的で行われた調査結果がすでにあるということになると思われるが、本件業務における従前との違いは何か。</p>	<p>従前の調査と全く同様であるとは考えておりません。今回の業務では、上記2. のご質問の中にご記載されているように、『運転関係の技術規準、保守規準、解釈規準を整備するとあるが、これらは前提とするハードがあつてのもの』であるため、2009年当時とは明らかに状況が異なるため、現状をご確認いただき、そのまま技術規準及び解釈規準として適用できるか否かのご検討を行っていただくことが必要と考えております。</p>
4	第2業務の目的・内容に関する事項 3. 業務の目的	<p>「ベトナムの鉄道にかかる総合的な技術・保守規準や解釈規準を策定するにあたり、」とあるが、本件業務で対象とするのは、1. 業務の背景にあるとおり、運転関係の技術規準、並びに土木施設、電気施設及び車両の各分野の保守規準、加えて運転及び土木・電気施設、車両の保守規</p>	<p>建設について対象とすべきと技術的にお考えであれば、その点、プロポーザルにてご提案いただくようお願いいたします。</p>

		準に係る解釈規準であり、建設に係る技術規準は対象外という理解でよいか。	
5	第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容 (3)現在建設・計画中の路線の技術諸元の確認	冒頭部、「1)ハノイ 2A 号線、2 号線、3 号線及びホーチミン 1 号線に係る」とあるが、本業務で対象とするのはこれらの路線のみで、例えばハノイ 1 号線、ホーチミン 2 号線、ならびにベトナム国鉄等は本業務で技術諸元の確認や技術・保守規準及び解釈規準の草案作成を行う対象外になるという理解でよいか。	鉄道技術規準は個別事業を対象としたものではなく、ベトナム国全体の鉄道にかかるものとの理解です。なお、ご指摘の箇所は路線整備というハードにかかる借款対象の事例として記載しています。
6	第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容 (4)技術・保守規準及び解釈規準の草案作成に係る課題と対応策の策定	本件業務を遂行するにあたっては、各路線の詳細仕様や、保守規則、特に他国がドナーとなっているハノイ 2A 号線、3 号線等の情報の入手が極めて重要であると考えられるが、これらは VNRA より提供を受けられるものと理解してよいか。また、渡航前までに入手する、又は最低でも入手できる時期を明らかにすることは可能か。 実施中のハノイ市都市鉄道規制機関強化及び運営組織設立支援プロジェクトにおいては、2A 号線の十分な情報が入手出来ていないと聞いている。	各種情報については、円滑な業務遂行のため、VNRA に対して、情報提供するよう依頼は行っております。情報提供については、今後も機構より行う予定です。なお、時期について、現時点での明確化は困難です。
7	第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務内容 (4)技術・保守規準及び解釈規準の草案作成に係る課題と対応策の策定 2)保守規準	日本では保守に関する条項は技術基準の中に含まれている。ベトナムでは保守規準を構造規準である建設省の省令とは別に運輸省が定めるという考え方でベトナム側と整理されていると考えてよいか。	上述の通り、本調査の趣旨は課題の抽出と対応策の策定となっています。従って、ご質問の件については、上記2と同様、同じく課題であると思われるので、対応策を業務の中でご検討いただくことを想定しています。

8	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務内容</p> <p>(4)技術・保守規準及び解釈規準の草案作成に係る課題と対応案の策定</p> <p>3)解釈規準</p>	<p>日本における解釈基準は、鉄道事業者が省令に基づき実施基準を定める上で参考とするものであり、強制力を伴うものではない。今回想定している解釈規準は、日本と同様に、強制力を伴わない参考としての位置づけでよいか。</p> <p>また、ハノイ、ホーチミンの各鉄道運営事業者が策定する部内規程類は既に作成に着手されているが、本件業務で作成する解釈規準はどう使用することを想定しているのか。</p>	<p>日本と同様の対応とすべきか否か、また作成着手済の各種規定と今回想定している解釈規準について、どのような対応が、現地の実情にもっとも合うかご検討いただくことを想定しています。</p>
9	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務内容</p> <p>(4)技術・保守規準及び解釈規準の草案作成に係る課題と対応案の策定</p>	<p>「将来の技術規準原案を作成する際の資料となる草案を作成する。」とあるが、原案と草案の具体的な違いは何か。</p>	<p>今回の調査の目的は、ベトナム側が制度化する鉄道技術規準の課題・問題点を抽出することです。従って、原案はベトナム側が準備するものであり、草案はその参考資料となるという位置づけになっています。</p>
10	<p>同上</p>	<p>今回の調査においては、調査団は技術・保守規準及び解釈規準の草案の作成であり、それらのベトナム政府による法制化に係わる業務は含まないということによいか。</p>	<p>業務指示書の5. 業務実施上の留意点に記載のとおり、『本調査で得られた情報を基に、技術規準案が策定され、将来的にはベトナム側で法令化(省令化)することとなるが、同専門家がこれらの手続きに関与することとなるため、本調査を実施するにあたり、現地にて専門家からの助言を受ける等を含めて、調査を実施するにあたり協働』していただくことを想定しています。</p>
11	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項</p> <p>6. 業務内容</p> <p>(5)ベトナム側関係機関との意見交換会の</p>	<p>意見交換会の出席対象者、人数はどの程度を想定しているか。</p>	<p>6. (2)に記載しているワーキンググループを中心とした関係者を想定しています。人数については、ワーキンググループの人数は先方との協議により決定されるため、現時点では未定です。</p>

	開催		
12	同上	学識経験者について、大学教授等学校関係者ではない鉄道の実務に精通した経験者についても、学識経験者に含むことは可能か。	鉄道実務に精通した経験者が、鉄道技術規準が都市鉄道の開業に欠かせないものであることを参加者に伝えることが可能とご判断される場合、その旨プロポーザルにてご提案願います。なお、機構としては、必ずしも学識経験者でなければならないとは考えておりません。
13	同上	学識経験者の渡航に係わる費用(航空賃、日当、宿泊費、謝礼等)はどのように見積もりに含めれば良いか。別途見積もりとしてもよいか。	学識経験者の渡航に係わる必要は研修に係る必要として別途見積もりではなく、見積りに含めてください。
14	第 2 業務の目的・内容に関する事項 7. 成果品等	成果品はベトナム語版を作成する必要はないのか。	ベトナム語版の作成を行うべきであるとお考えであれば、プロポーザルにてご提案いただくようお願いいたします。
15	同上	(3)現地調査結果概要の提出時機はどのタイミングを想定しているのか。	現地調査結果概要の提出時期は契約交渉の段階で協議させていただくことを想定しています。
16	同上	成果品は最終報告書も含め簡易製本で良いのか。	最終成果品については簡易製本ではなく、通常製本でお願いいたします。それ以外は簡易製本でお願いいたします。
17	同上	第 3 業務実施上の条件において、「本業務は 2015 年 5 月開始、2015 年 11 月完了を目途とする」とあるが、最終報告書の具体的な提出日はいつか。	具体的な提出可能日については、契約交渉の段階で協議させていただくことを想定しています。

以上